

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 0 号

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年瀬戸市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第 1 7 条 暫定再任用職員に対する第 1 1 条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この条から附則第 2 0 条までにおいて「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員」とする。	附 則 （瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第 1 7 条 暫定再任用職員に対する第 1 1 条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この条から附則第 2 0 条までにおいて「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。